

<p>件 名</p>	<p>「堺市・美原町合併新市建設計画」の計画期間の延長について</p>
<p>経過・現状 政策課題</p>	<p><b>【堺市・美原町合併新市建設計画】</b> 堺市・美原町合併協議会において策定（平成16年2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目 的 両市町の速やかな一体化と均衡ある発展に寄与するとともに、住民福祉の一層の向上を図ることを目的として、合併特例債等の様々な財政支援措置を活用して各種事業を推進。</li> <li>・ 計画期間 平成17年度～平成26年度（10か年）</li> </ul> <p><b>【合併特例債の起債期間の延長】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年8月 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の制定 ⇒被災市町村を対象として合併特例債の5年間期間延長を認める。</li> <li>・ 平成24年6月 同法律の一部改正 ⇒全国の市町村を対象として5年間の期間延長を認める。</li> </ul> <p><b>【堺市への影響】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行、堺市の合併特例債の起債可能期間は平成26年度まで（10か年）であるが、同法律を活用することで、平成31年度まで（15か年）の起債が可能。</li> <li>・ ただし、堺市が期間を延長して起債する場合は、起債対象事業の要件である「堺市・美原町合併新市建設計画」の計画期間の延長が必要。 ※堺市起債限度額 約250億円（うち平成23年度までの起債済額 約186億円）</li> </ul>
<p>対応方針 今後の取組 （案）</p>	<p><b>【対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同法律を活用して財源の確保を図ることによって、新市建設計画に掲げる各種事業を着実に推進するため、「堺市・美原町合併新市建設計画」の計画期間を延長する。</li> <li>・ 変更にあたっては、当初計画策定時の背景や趣旨を尊重し、計画の期間とそれに付随する箇所の変更にとどめるものとする。 (計画期間：10か年 → 15か年) (財政計画：平成17年度～平成26年度 → 平成17年度～平成31年度)</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年3月 堺市美原地域審議会への諮問・答申</li> <li>・ 平成25年4月 大阪府知事との協議</li> <li>・ 平成25年5月 市議会に提案</li> <li>・ 平成25年6月 市議会の議決 総務大臣・知事に計画書を送付</li> </ul>
<p>関係局との 政策連携</p>	<p>美原区役所、財政局及び各事業所管局</p>

(案)

# 堺市・美原町合併新市建設計画

<まちづくりプラン>

堺市

## 堺市・美原町合併新市建設計画の計画期間の延長について

### 1. 計画期間延長の趣旨

本市は、平成 24 年 6 月の法改正※による合併特例債の起債可能期間の 5 年間延長を受け、財源の有効活用を図ることを目的として、堺市・美原町合併新市建設計画（以下「新市建設計画」という。）の計画期間を延長する。なお、変更箇所は、新市建設計画策定時の背景や趣旨を尊重し、計画期間とそれに付随する箇所のみとする。

### 2. 変更箇所

#### ① 計画期間

「平成 26 年度までの 10 ヶ年」を「平成 31 年度までの 15 ヶ年」に変更

#### ② 概算事業費（表中）

「10 ヶ年事業費」を「事業費」に変更

#### ② 財政計画

「平成 17 年度～平成 26 年度」を「平成 17 年度～平成 31 年度」に変更し、平成 24 年度までは実績額を、平成 25 年度から平成 31 年度までは推計額を記載。

※東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年 6 月 27 日公布・施行）

# < 目 次 >

<b>第 1 序論</b>	<b>1</b>
1. 合併の必要性及び効果……………	1
(1) 住民の日常生活圏の拡大	
(2) 少子高齢化への対応	
(3) 環境問題など広域的な行政課題への対応	
(4) 地方分権の推進	
(5) 国・地方を通じた財政の著しい悪化	
2. 両市町の概況……………	3
(1) 歴史	
(2) 市町域の変遷	
(3) 地勢	
(4) 人口・世帯数等	
(5) 産業	
(6) 両市町のまちづくり	
<b>第 2 計画の趣旨及び期間</b>	<b>10</b>
1. 計画の趣旨……………	10
2. 計画の期間……………	10
<b>第 3 まちづくりの基本方針</b>	<b>11</b>
1. 住民自治を育む政令指定都市の実現……………	11
(1) まちづくりの理念	
(2) まちづくりの方向	
(3) 都市構造	
2. 美原町地域の位置付け……………	16
(1) 美原町地域の役割	
(2) 美原町地域のエリア別整備計画	
(3) 美原新拠点の整備	
3. 公共施設統合整備の基本的考え方……………	19
<b>第 4 まちづくり計画</b>	<b>20</b>
1. 豊かな心を培う「市民主体のまちづくり」……………	20
2. 自然と共生し健康で安心して暮らせる「やすらぎのまちづくり」…	22
3. 交流の輪がひろがる「つどいのまちづくり」……………	24
4. 地域に調和し時代をひらく「産業躍動のまちづくり」……………	26
<b>第 5 概算事業費</b>	<b>28</b>
<b>第 6 財政計画</b>	<b>29</b>

## 第1 序論

### 1. 合併の必要性及び効果

#### (1) 住民の日常生活圏の拡大

交通手段の発達や情報通信技術の進歩などに伴い、住民の日常生活圏は市町村の区域を越えて拡大している。こうした日常生活圏の拡大に伴い、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地利用等、ソフト・ハード両面にわたって、広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まってきている。

堺市と美原町の両市町においても、隣接地域における市域・町域編入の歴史的経緯等もあり、行政区域を越えて相互の交流が活発に行われており、地域住民の一体感も強い。また、平成12年国勢調査における美原町の通勤・通学先の市町村をみると、堺市への流出が町内及び大阪市に次ぎ13.9%となっており、隣接市のなかで堺市が最も高くなっている。

これらの状況に対し、両市町の合併によって、住民の日常生活圏の拡大に対応した行政サービスを提供し、生活の実態に即した、より効果的なまちづくりを行うことが可能となる。

#### (2) 少子高齢化への対応

日本の将来推計人口（平成14年1月推計）によれば、わが国の年少人口（0～14歳）の割合は、平成12年の14.6%から平成33年には12.0%に減少し、高齢者人口（65歳以上）の割合は、同じく17.4%から28.1%に増加する見込みである。

少子高齢化の進展は、高齢者の豊富な知識と経験を生かした地域社会づくりを可能とするものの、生産年齢人口（15～64歳人口）の減少による経済活力の低下や国・地方の税収の大幅な減少、生涯を通じた受益と負担との関係における世代間格差の拡大、子供を取り巻く環境の変化、核家族化の進行、単身高齢者世帯の増加など、我が国の社会・経済全般に大きな影響を及ぼすと予想される。

とりわけ、高齢者人口の増加は、保健・医療・福祉関係費をはじめとする行政経費の増加をもたらし、市町村においては、行政サービスの提供に少なからず困難が生じることも予想されている。このような事態に対処するため、多くの市町村が行政の広域処理を行っているが、より効率的な運営や手法が求められている。

堺市と美原町においても、平成12年国勢調査における両市町の高齢化率が、堺市が14.8%、美原町が15.2%となっており、今後の少子高齢化の進展により、行政への需要がさらに増加すると考えられ、それに伴う様々なコストの増大や人的資源の不足が懸念されている。

これらの状況に対し、両市町の合併によって、行政体制を再構築し、専門職員などの人員の効率的な配置等、行政資源の再配分と効率的運用が可能となるなど、少子高齢化による各種の課題への対応を質・量ともに強化することができる。

### (3) 環境問題など広域的な行政課題への対応

住民の環境問題に対する意識が急速に高まりつつある中、大気汚染・騒音・悪臭等への対応、自然環境の保全などの課題に関して、行政区域を越えた対応が求められている。

また、わが国経済の持続的な成長を可能とするため、リサイクルや省資源・省エネルギーの推進、新エネルギーの導入などによる、環境共生・循環型の地域社会づくりが不可欠となっている。

さらに、安全で安心できる地域社会の構築に向け、大規模な災害などに対応しうる、行政区域を越えた防災体制の構築の必要性も高まっている。

このように市町村の行政課題は、多様化・高度化するとともに、広域化してきており、両市町においても将来に向け、的確な対応が求められている。

これらの状況に対し、両市町の合併によって、事務処理や事業遂行にあたって、住民一人あたりの職員数や管理経費が節減されるという「規模の経済性（スケールメリット）」が働き、専任組織の設置などに柔軟に対応することができ、多様化・高度化、広域化する行政課題への対応力を強化することが可能となる。

### (4) 地方分権の推進

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、機関委任事務制度の廃止や国の関与の廃止・縮減などの地方分権が進みつつある。地方分権がいよいよ実行の段階を迎え、市町村は自らの判断と責任で地域の特性を十分活かした主体的な地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが期待されている。そのためには、行財政基盤の充実強化や行政運営体制の整備とともに、地域の実情に応じた創意工夫を行い、住民参加のもと、行政サービスや施策を自主的・主体的に決定し、実施することが求められている。

これらの状況に対し、両市町の合併後の市が、権限・財源の拡大、行政区の設置など、現行の地方制度上最も地方分権が保障され、将来のまちづくり幅広い選択肢をもつことができる政令指定都市へ移行を展望でき、本格的な地方分権の先導役となるにふさわしい基礎的自治体として発展していくことが可能となる。

## (5) 国・地方を通じた財政の著しい悪化

長引く景気低迷を踏まえて、社会資本整備、減税などの数次にわたる経済対策を実施してきた結果、国・地方を合わせた長期債務残高は平成15年度末で686兆円程度（対GDP比137.6%。うち地方は199兆円程度）に達する見込みとなっている。国の経済財政諮問会議が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、「三位一体の改革」として、国庫補助負担・地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しをすすめることとしたものの、国・地方自治体を取り巻く経済・財政状況には依然厳しいものがある。

また、これらの状況に加えて、両市町においても、厳しい財政状況が長期に続くものと予想されており、基幹的な行政サービスの提供に支障が生じることのないよう行財政改革を推進するなど、行財政基盤の充実強化を図る必要が生じている。

これらの状況に対し、両市町の合併によって規模の経済性が働き、より少ない経費で行政サービスの提供が可能となり、また、より多くの権限・財源が保障されている政令指定都市への移行により、行政需要が一定増大することを加味しても、行財政基盤の一層の充実強化を図ることが可能となる。

## 2. 両市町の概況

### (1) 歴史

5世紀中頃に仁徳陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群が築かれた堺市は、大陸文化の門戸であった。古代から奈良(飛鳥)への基点となる竹内街道・長尾街道や大阪や和歌山を結ぶ高野街道・紀州街道などが通る交通の要所として発展してきた。室町時代に入ると、納屋衆(なやしゅう)と呼ばれる豪商たちにより自治が行われ、自由都市として発展するとともに、一大貿易都市に成長し、東アジア貿易(南ばん貿易)の窓口として繁栄した。

美原町では、5世紀中頃に黒姫山古墳（近年、24領の鉄製甲冑が出土した。）が築造され、また、飛鳥地方と大阪湾（堺）を結ぶ「飛鳥道」（後の竹内街道）が町域の北部に接し、交通の要所として発展してきた。また、鎌倉時代には、「河内鑄物師（かわちいもじ）」と呼ばれる鑄造技術者集団が美原町を本拠地として活躍し、東大寺大仏の再興への参加、鎌倉大仏や梵鐘の鑄造から、鍋・釜に至る生活用品まで幅広く製作するなど、日本の生活文化の基礎を築いたといっても過言ではない。さらに、12世紀から13世紀にかけて鑄造された梵鐘の大多数は河内鑄物師が製作したもので、南北朝時代には日本全国にその活動範囲を広げ、各地に優れた作品を残している。

堺へ移住した河内鑄物師の一集団は、その後の鉄砲生産にも影響を及ぼし、その技術は刃物や自転車などの伝統産業へと受継がれ、また、自動車のエンジンなど先端技術としても活かされ続けている。

また、堺市では、第二次大戦後、重化学コンビナートを中心とする堺・泉北臨海工業地帯の造成や、泉北ニュータウンをはじめとする大規模住宅地などの整備が行われた。美原町においても、大阪木材工場団地や南大阪家具団地、さつき野住宅などの誘致を図り、都市基盤を整備してきた。

このように両市町には、進取の気風に富んだ文化や伝統が根付き、職住共生のまちになっているという共通点がある。

## （2）市町域の変遷

堺市は、明治22年の市制町村制施行と同時に誕生し、以後13次にわたって泉北郡や南河内郡における8町13村を編入し、また、数次にわたる公有水面の埋め立てにより、現在に至っている。

美原町は、昭和31年9月の町村合併促進法により黒山村、平尾村、丹南（たんなん）村が合併し成立した。昭和32年4月には、美原町丹南が松原市へ、南大阪町（現羽曳野市）多治井が美原町へと編入した。また、昭和33年7月には、南八下村の大饗（おわい）、小寺、菩提、石原の一部が美原町に編入し、現在に至っている。



市町域の変遷等(両市町における合併の経過)

堺市		美原町	
合併年月日	合併町村名等	合併年月日	合併町村名等
明治22年4月1日	市制施行で堺市	明治22年4月1日	町村制施行で黒山村、平尾村、丹南村、南八下村、丹比村に編成
明治27年2月10日	大鳥郡向井村大字七道	昭和31年9月30日	平尾村、黒山村、丹南村合併により町制施行
大正9年4月1日	泉北郡向井町・湊町	昭和32年4月1日	美原町丹南の松原市編入
大正14年10月1日	泉北郡舳松村		南大阪町多治井
大正15年10月1日	泉北郡三宝村	昭和33年7月1日	南八下村の分村（大字大饗、大字菩提、大字石原、大字小寺の一部）
昭和13年2月11日	泉北郡神石村		
昭和13年9月1日	泉北郡五箇荘村・百舌鳥村・南河内郡金岡村		
昭和17年7月1日	泉北郡浜寺町・鳳町・踞尾村・八田荘村・深井村・東百舌鳥村		
昭和32年10月15日	南河内郡北八下村（松原市に帰属した一部を除く）		
昭和33年7月1日	南河内郡南八下村（美原町に帰属した一部を除く）		
昭和33年10月20日	南河内郡日置荘町		
昭和34年5月3日	泉北郡泉ヶ丘町		
昭和36年3月1日	泉北郡福泉町		
昭和37年4月1日	南河内郡登美丘町		

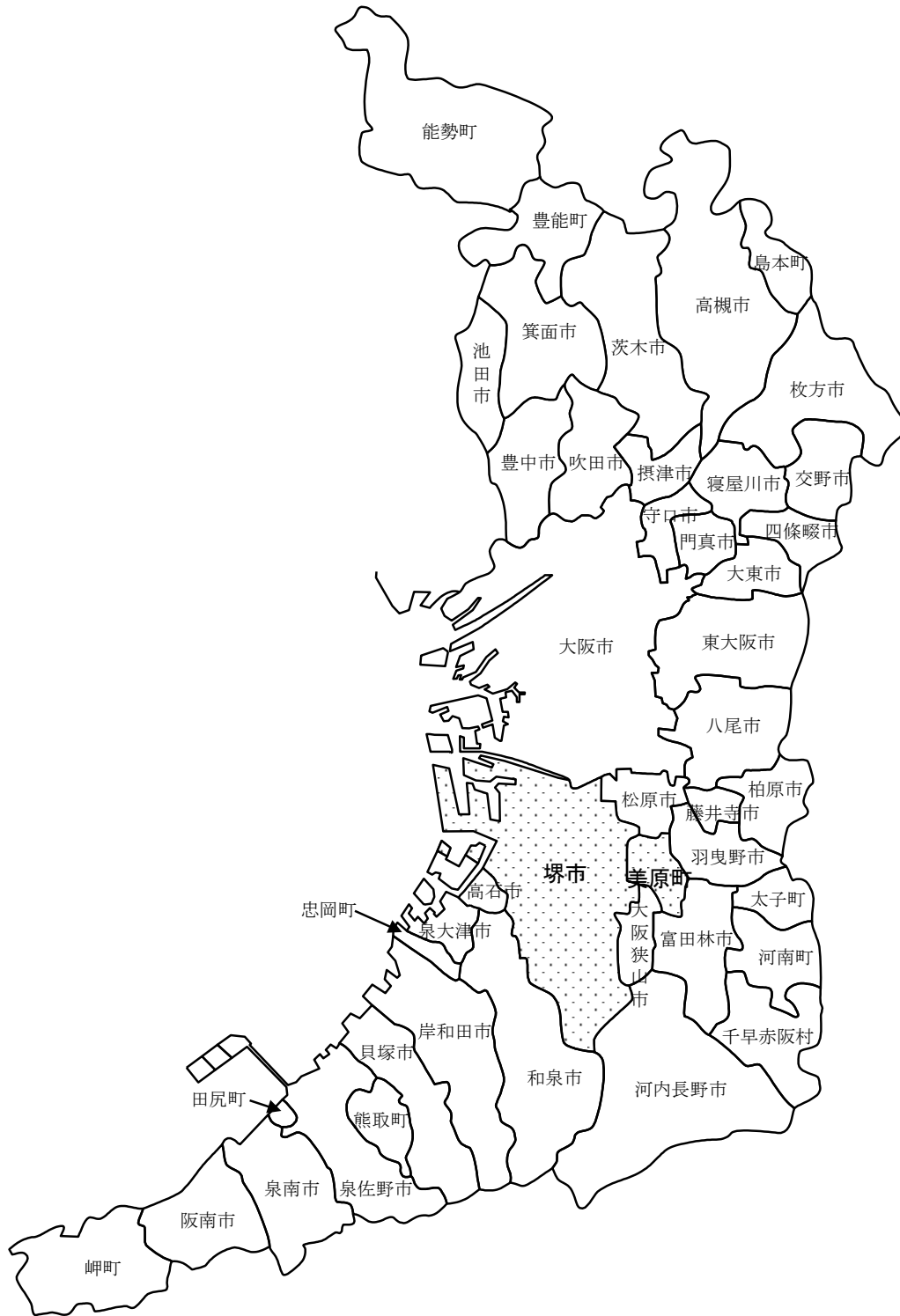
(3) 地勢

①位置・面積

両市町は大阪府のほぼ中央部に位置し、堺市は西で大阪湾に面し、南北に伸びており、美原町は堺市の東に隣接し、南河内地域の北西に位置している。

なお、堺市の面積は 136.79km<sup>2</sup>、周囲 113km、美原町の面積は 13.20km<sup>2</sup>、周囲 26.1km となっている。

## 両市町の位置



## ②地形・河川等

堺市の北には大和川が流れ、河口は市の北西部に開いた形状となっている。湾岸沿いの西部は、概ね平坦であるが、東南に向かって次第に標高が上がり、南部の丘陵地帯へと連なっている。

市内を流れる主な河川については、泉北丘陵から、和田川、陶器川、百濟（くだら）川（上流は百舌鳥川）などの支流が合流する石津川が北西に流れ、堺泉北港に注いでいる。市内に多数ある古墳には濠を巡らせたものもあり、その中には、現在でも水利に活用されているものもある。また、市内には、大小約 700 のため池が点在している。

美原町は、南河内郡の北西部に位置し、東は羽曳野丘陵の分水嶺により富田林市、羽曳野市と接している。また、町の面積の約 50%が標高 50m 以上となっている。

町内に流れる主な河川としては、東除川と西除川があり、これらの河川に沿って農耕地が開け、南東から北西に低い平坦な地形となっている。東除川と西除川とも狭山池を水源として、町を北に流下し大和川に注いでいる。また、町内には、大小約 200 のため池が点在している。

## （４）人口・世帯数等

堺市では、臨海工業地帯の造成や泉北ニュータウンなど大規模住宅地の開発によって昭和 30 年以降人口が急増したが、昭和 61 年をピークに、人口は、微減・横ばいの傾向が続いている。美原町では、昭和 40 年代以降、高速道路などの広域幹線道路が整備されており、道路交通の利便性などを背景にして、民間開発が堅調にすすんでおり、今なお人口は増加傾向にある。平成 12 年の国勢調査では堺市 792,018 人、美原町 37,618 人となっている。

また、世帯数は両市町とも増加しており、堺市 297,532 世帯、美原町 11,636 世帯である。一世帯あたりの人口は、堺市が 2.66 人、美原町が 3.23 人となっている。

年齢階層別人口の推移では、両市町とも年少人口割合（0 歳～14 歳）が減少している一方で、高齢人口割合（高齢化率：65 歳以上）は増加している。人口密度は、堺市 5,790 人/km<sup>2</sup>、美原町 2,850 人/km<sup>2</sup> と、常住人口ベースでは、堺市は美原町の 2 倍以上の過密状況となっている。

一方、昼夜間人口比率については、堺市では 92.4%、美原町は 104.9%となっている。

## (5) 産業

両市町の就業人口の構成比では、第1次産業が堺市 0.4%、美原町 1.5%、第2次産業が堺市 28.7%、美原町 37.9%、第3次産業が堺市 68.2%、美原町 60.2%と、両市町とも第3次産業の割合が高くなっている。また、美原町は堺市に比べて、第1次産業及び第2次産業の構成比が高くなっている。

		堺市		美原町	
			(構成比)		(構成比)
就業人口 (人)	第1次産業 (人)	1,525	0.4%	253	1.5%
	第2次産業 (人)	104,341	28.7%	6,529	37.9%
	第3次産業 (人)	248,120	68.2%	10,363	60.2%
	合計(分類不能含む) (人)	364,071		17,145	

産業別データ

## (6) 両市町のまちづくり

両市町では、それぞれ次頁のとおり総合計画を定め、地域の特徴に応じたまちづくりを行ってきた。

とりわけ、両市町とも住民自治の推進の観点から、堺市では市域を 6 区域に区分し、総合的な支所行政を展開している。

また、美原町では、町内の 26 地区における区長制度を中心として、住民に密着した行政を実施している。

地方分権時代においては、両市町とも住民参加の促進を図るなど、地域の個性や特性を生かしたきめ細かな行政の推進が課題となっている。

両市町における総合計画の概要

計画名	堺市総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」	美原町第 3 次総合計画
策定期間	平成 13 年（2001 年）2 月	平成 8 年（1996 年）3 月
計画期間	基本構想：平成 32 年度（2020 年度） 前期基本計画：平成 22 年度（2010 年度）	平成 17 年（2005 年）
基本理念 （将来像）	（まちづくりの基本理念） 輝くひと やすらぐ暮らし にぎわうまち ともにつくる自由都市・堺	（目指すべき将来像） 夢・創造・潤い 人が輝き躍動する美しいまちーみはら
人口 フレーム	平成 22 年度（2010 年度）：850,000 人	平成 17 年（2005 年）：48,000 人
まちづくり の基本方 向（施策 体系等）	（まちづくりの目標） 1. ひとが輝く市民主体のまちづくり 2. 健やかにくらすやすらぎのまちづくり 3. 個性がいきづくつどいのまちづくり 4. 次代をひらく産業躍動のまちづくり （市政推進の基本姿勢） 1. 市民と地域社会を起点とする行政 ①市民と行政のパートナーシップの構築 ②地域社会からの発想を重視するまちづくり ③透明で開かれた市政の推進 2. より良いサービスを提供する行政 ①市民本位の行政運営 ②効果的かつ効率的な行政運営 ③広域行政の推進及び政令指定都市への移行	（まちづくり構想の体系） 1. 交流の輪が広がり愛着のもてるまちをめざして 2. 水と緑を活かし快適に暮らせる基盤の整ったまち をめざして 3. 豊かな心を培い美原を愛する人を育むまちをめざ して 4. 生涯を通じて健康で安心して暮らせるまちをめざ して 5. 自然と共生し安全でやすらぎのあるまちをめざし て 6. 地域に調和し活気に満ちた産業のあるまちをめざ して （総合計画の実現のために） 1. 住民主体のまちづくりと民間活力の導入 2. 実施計画の策定と計画的な財政運営 3. 財政構造・組織運営の弾力性の確保 4. 財源の確保 5. 広域行政の推進
広域連携 の方向性	・市民の日常生活圏、経済圏の拡大にと もない、環境、交通、防災、廃棄物など行 政区域を超える広域的な行政課題に効率 的に対応するため、泉北地域広域行政圏 や堺都市圏内をはじめさまざまな都市 間・地域間との連携と協力をすすめる。 ・大阪都市圏や大阪湾岸地域において、都 市間の有機的な連携をはかりながら、広 域的な視点に立ってまちづくりをすす め、圏域全体の発展を先導する役割を担 う。	・行政需要の広域化に対応して、近隣市町村 との広域行政を推進する。 ・国・府との連携・協調をさらに強化する。 ・南河内地域の交通の結節点としての役割を 果たす。 ・大阪都心部に近接した新たな住宅地・産業 地の役割を果たす。 ・都市文化ゾーンの中での交流の場・憩いの 場としての役割を果たす。

## 第2 計画の趣旨及び期間

### 1. 計画の趣旨

堺市及び美原町の合併に際し、両市町の住民に合併後の市の将来ビジョンを示すため、合併後の市の基本的なまちづくりプランとしての役割を果たす市町村建設計画を策定する。

この計画は、美原町第3次総合計画を継承し、堺市総合計画「堺21世紀・未来デザイン」を踏まえるとともに、合併後の市が政令指定都市に移行し、関西圏全体の発展に貢献する拠点都市としての役割を果たすことを念頭に、美原町域に重点をおき、両市町域のまちづくりの基本方針と計画を定め、これを実現していくことにより、両市町の速やかな一体化と両市町域の均衡ある発展に寄与するとともに、住民福祉の一層の向上を図るものとする。

### 2. 計画の期間

「まちづくりの基本方針」は、長期的な視野に立ったものとし、「まちづくり計画」及び「財政計画」は、合併特例法等に基づく様々な財政支援措置を考慮し、各計画の実施期間は平成17年度から平成31年度までの15カ年とする。

なお、計画期間終了後における美原町域の発展と振興については、「まちづくりの基本方針」を踏まえ十分に配慮していく。

## 第3 まちづくりの基本方針

### 1. 住民自治を育む政令指定都市の実現

#### (1) まちづくりの理念

日常生活圏の拡大、少子高齢化の進行、国・地方を通じた財政の著しい悪化など、市町村を取り巻く環境の大きな変化の中で、市町村には、地方分権の担い手にふさわしい行財政基盤の確立とともに、住民に最も身近な行政サービスを担う自治体として、自主的・主体的な役割を果たすことが強く期待されている。

合併後の新しいまちにおいては、自分たちのまちづくりを自らの決定と責任で実践し得る、行財政基盤の強固な自治体として、一体的・効率的な行政をすすめ、多様化・高度化する住民ニーズや社会経済環境の変化などに適切に対応しながら、生活基盤、都市機能のより一層の充実・強化を図る。また、権限・財源が拡大するなど現行の地方制度上最も地方分権が保障され、将来のまちづくりに幅広い選択肢をもつことができる政令指定都市への移行を実現し、住民福祉の一層の向上と持続的発展が可能なまちづくりを推進する。

さらに、新しいまちでは、以下の2つの視点を踏まえ、住民自治・大都市行政の新たなあり方を実践するものである。

#### ①新たな自治の仕組みの構築

合併後の新しいまちでは、身近な地域からの発想や生活者の視点を重視し、住民参加のもとに、良好な地域コミュニティの育成や住みよい生活環境の整備など、地域の実情に応じた、きめ細かな特色あるまちづくりを行う。

そのため、地域自治組織の制度化など、地方制度改革の動向を注視しつつ、政令指定都市への移行を念頭に、支所及び将来設置する行政区への権限の移譲及び財源の移転をすすめる。

#### ②関西圏の発展に貢献する拠点都市

合併後の新しいまちが位置する関西圏を歴史、学術等の諸資源を生かした、安全でゆとりと活力のある世界的な都市圏として発展させていくためには、それぞれの都市や地域が個性を磨きつつも相互に連携した、面的な広がりをもつ一体的な圏域としていく必要がある。

合併後の新しいまちでは、政令指定都市への移行を実現し、市内各地域の特色に根ざす大都市としての新たな活力と魅力を創出し、市域全体の発

展と効率的でダイナミックな都市経営を行うことによって、南大阪地域の発展の先導、さらには関西圏全体の発展に貢献することをめざす。

## (2) まちづくりの方向

合併後の新しいまちづくりでは、市の一体性の速やかな確立と均衡ある発展などに貢献するハード及びソフト事業を、次の4つの柱を基本方向として、実施していくものとする。

### ○豊かな心を培う「市民主体のまちづくり」

様々な主体の力を結集し、人々の人間としての尊厳や人権が擁護され、個性や価値観を互いに認めあう社会をつくとともに、自分らしさを発揮し、豊かな心と充実感をもって、学びあい高めあう暮らしができるまちづくりをすすめる。

### ○自然と共生し健康で安心して暮らせる「やすらぎのまちづくり」

すべての市民が、家庭や地域社会のふれあいのなかで、ともに支えあいながら、生涯にわたって健康で安心して暮らすことができる地域社会づくりをすすめる。

また、定住魅力のある居住環境を整備するとともに、自然と共生し、環境への負荷の少ない循環型社会の創造をめざす。

### ○交流の輪がひろがる「つどいのまちづくり」

市民生活をはじめとする社会経済活動の円滑化を図るため、総合的、計画的に市街地を整備するとともに、高次の都市機能や生活・交流機能、日常生活に必要な機能などが集積する拠点の形成及び活性化をすすめる。

また、集客・交流機能の充実を図るとともに、都市活動を支える総合的な交通基盤の整備をすすめる。

### ○地域に調和し時代をひらく「産業躍動のまちづくり」

わが国の産業活動の礎を築いてきた臨海部の産業や、木材工場団地をはじめとする内陸部の産業など、両市町域に存在する多種多業に集積した産業技術を基盤として、それぞれの産業の高度化とともに、新たな時代を担う産業の創出を図り、産業と生活が調和した躍動感のあるまちを形成する。



### (3) 都市構造

合併後の市の一体性の速やかな確立と均衡ある発展の観点から、都市拠点や美原新拠点・地域生活拠点を適正に配置し、拠点間相互や周辺都市とを結ぶ都市軸により都市の骨格を形成する。

#### ①都市拠点

都市拠点相互の連携や適正な機能分担を図りながら、合併後の市の発展の中心的役割を担う都心の活性化と中百舌鳥新都心及び臨海新都心の形成をすすめる。また、これら都市拠点間を結ぶ軸とその周辺地域においては、都市拠点市街地ゾーンとして、都市拠点相互の有機的な結びつきを強めながら、一体的に高次の都市機能の集積をすすめる。

##### ○都心

南海高野線堺東駅と南海本線堺駅・堺旧港を結ぶ軸及びその周辺地域を都心として、歴史文化や水、緑を活かした個性ある都市空間のもとに、商業・業務など都市の中核機能や生活・文化・交流機能の集積を図る。

##### ○中百舌鳥新都心及び地下鉄御堂筋線沿線地域

南海高野線及び地下鉄御堂筋線の中百舌鳥駅周辺地域を中百舌鳥新都心として、地下鉄御堂筋線の沿線地域と一体的に、産業、文化、学術などさまざまな分野の交流機能や商業機能、職住近接型の業務機能などの集積を図る。

##### ○臨海新都心

堺第2区未利用地及びその周辺地区を臨海新都心として、自然環境と調和する良好な都市環境を創出するとともに、国際的な交流機能や高次の都市機能の集積、親水・レクリエーション機能、居住機能などの整備を図る。

#### ②美原新拠点

都市計画道路・堺羽曳野線以南から東多治井菅生（すごう）線以北にかけた国道309号周辺一帯においては、市民生活がある程度の完結性を持って営むことができる地域生活拠点として必要とされる機能に加え、都市拠点と南河内地域及び奈良県中部との交流結節拠点としての役割を果たすにふさわしい各種機能の集積をすすめる。

### ③地域生活拠点

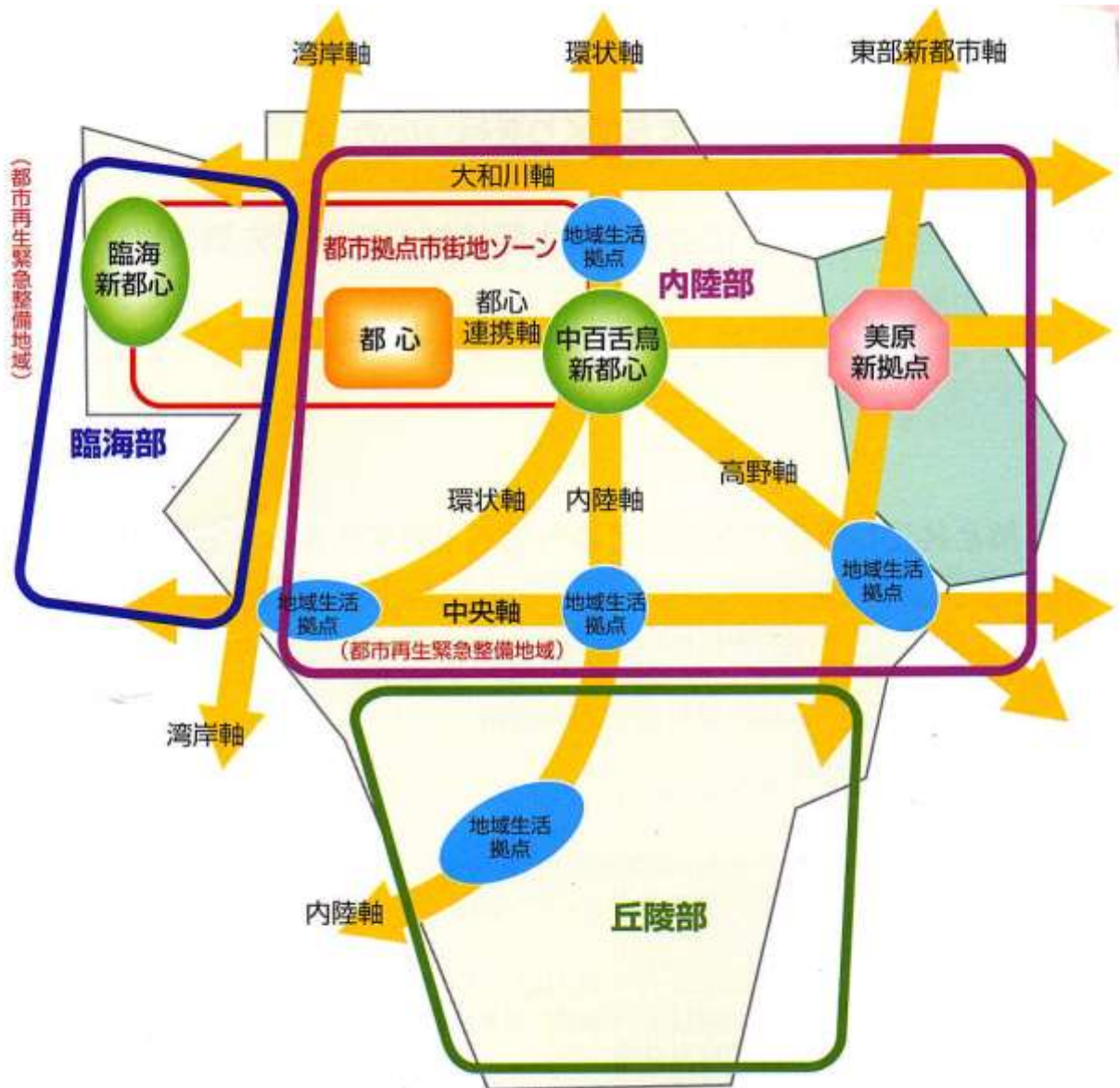
支所や主要な鉄道駅の周辺地区においては、合併後の市の均衡ある発展に配慮し、市民生活がある程度の完結性をもって営むことができる地域の中心となる地域生活拠点として、地域それぞれの特性や地理的条件に応じた商業、福祉、文化、行政サービスなど日常生活に必要な機能の集積をすすめる。

### ④都市軸

都心と2つの新都心相互の連携や、都市拠点と美原新拠点・地域生活拠点を中心として市域全体の結びつきを強めることによって、都市活動の円滑化を図るとともに、関西圏における広域的な連携を促進するため、次の8つの都市軸を設定する。

- 都心連携軸
- 大和川軸
- 中央軸
- 湾岸軸
- 環状軸
- 内陸軸
- 高野軸
- 東部新都市軸

<都市構造図>



## 2. 美原町地域の位置付け

### (1) 美原町地域の役割

合併後の新しいまちでは、政令指定都市への移行を見据え、市内各地域が市域全体の発展に向け、地域の特性に応じた役割を果たすことが期待される。

とりわけ、美原町地域では、行政区の設置を念頭に、同地域を区域とする支所が設置され、この支所を中心として、窓口サービスなどの基礎的な行政サービスが提供されるとともに、各種のコミュニティ活動が主体的に展開されると考えられる。このことから、美原町地域には、より質の高い支所行政・住民自治を市域全体へ波及・浸透させる役割、すなわち、合併後の市のモデル的地域としての役割を果たすことが期待されるものである。

また、美原町地域は、阪和自動車道や南阪奈道路など広域幹線道路が地域内で結節していることから、関西圏での拠点都市をめざす合併後の市の南河内地域及び奈良県中部への交流結節拠点としての役割を果たすことも期待される。さらに、美原町地域には、田畑をはじめとする多くの緑地空間・水辺空間が残存しており、自然環境と調和のとれた都市機能を持つ地域生活拠点として、大都市圏内の今後の住宅や産業の立地状況の中で、新たな役割を担う可能性を有している。

### (2) 美原町地域のエリア別整備計画

#### ①北部

都市計画道路・堺羽曳野線以北の北部は、美原町地域において大阪都心部に近く、既成市街地を中心に都市化が進展している。また、幹線道路沿いには、中小工場や事業所、店舗の進出傾向が見られる。

そのため、北部では、住宅地・流通業務地・工業地などを計画的に配置し、適切な都市施設と公共施設を整備するとともに、オープンスペースや水辺環境・緑地空間の確保に努める。また、既成市街地における道路、公園などの住環境の整備を図るとともに、中小工場などについては工場の移転集約化などに取り組み、住環境の悪化を防止する施策を講じるなど土地利用の適正化を図る。

#### ②中部

都市計画道路・堺羽曳野線以南から都市計画道路・東多治井菅生線以北までの中部は、美原町地域の都市機能の集中した地域であり、余部地区の商業地を中心に小売商業施設が集中している。国道 309 号以東では農地とため池が残存するとともに、中小工場や住宅が散在し住・工・農の混在が

見られる。

そのため、既成市街地については、地区幹線道路や生活道路の整備をはじめ公園・下水道など都市基盤施設の整備を図るとともに、住・工の混在を解消し土地利用の適正化を図る。また、都市化の進展に対処するため、商業業務など各種都市機能・公共サービス機能をさらに集積・充実させるとともに、まちの中心核づくりの受け皿となる面的整備などに取り組み、美原町地域の中心地として求心力のある計画的な市街地整備を図る。

### ③南部

都市計画道路・東多治井菅生線以南の南部は、美原町地域に残された数少ない自然の樹林を有する地域であり、都市施設の整備された大規模住宅団地や木材工場団地が立地するとともに、平坦部においては田園地帯が広がっている。

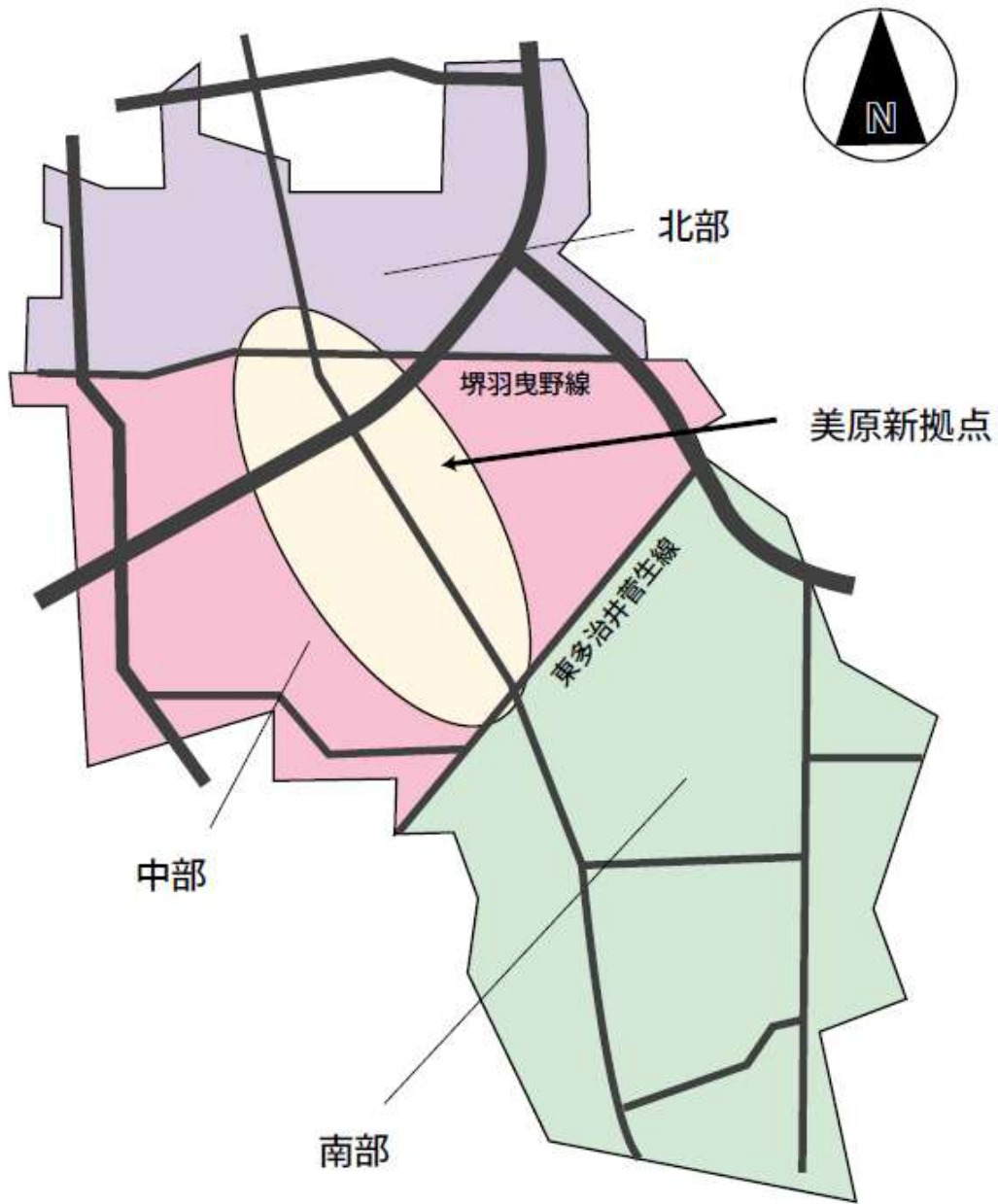
そのため、既成市街地については、良好な住環境を確保するとともに、貴重な緑地空間や水辺環境の保全に努めつつ、レクリエーション・教育文化・研究機能などの開発を進めながら、自然との共生ゾーンとしての利用を推進する。

### (3) 美原新拠点の整備

美原新拠点では、美原町地域の中心核として、行政・文化・保健医療・社会福祉などの機能の集積を図るとともに、都心連携軸と東部新都市軸及び南河内地域等との結節点として、交流結節機能を有する総合的なシンボルゾーンの形成を図る。さらに、商業施設の配置や交通アクセスの拡充に努め、拠点全体を集客力の高いゾーンとする。

また、黒姫山古墳と河内鋳物師の発祥の地である大保（だいほ）地区を中心とする歴史ゾーンでは、歴史と暮らしが調和した活気に満ちあふれる地域整備をめざす。

<エリア別整備計画図>



### 3. 公共施設統合整備の基本的考え方

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討・整備していくことを基本とする。

なお、旧美原町役場庁舎については、政令指定都市移行までの間は支所とし、新しいまちのモデル的行政区にふさわしい施設の整備を行う。

## 第4 まちづくり計画

### 1. 豊かな心を培う「市民主体のまちづくり」

#### 【新しいまちづくりの方向性】

- 様々な社会の変化や地域の実情に応じて、子どもたちがいきいきと育つことができるよう、教育内容や教育環境の向上を図ることが必要である。
- 市民の精神的な豊かさや自己の充実に対する欲求が高まるなか、身近な日常生活圏における生涯学習や文化活動をはじめ、郷土の特筆すべき歴史や多様な芸術・文化に接する機会や場を充実することが必要である。
- 市民のスポーツ活動や健康づくりに資するため、気軽にスポーツに参加できる機会や、スポーツ活動を通じた市民相互の交流の場づくりが必要である。

#### 【施策展開】

- 社会の変化に即応した多彩な教育を推進するため、美原町地域のさつき野における小中学校一貫校化の実現に向けた取り組みをすすめる。また、地域や日本の伝統文化の学習などを通じて、郷土を愛する心や国際社会の一員としての意識を涵養するとともに、公共に主体的に参画する意識や社会性を培う教育をすすめる。
- 美原中学校校舎や西中学校屋内運動場をはじめ老朽・狭小化した学校教育施設の改築等を順次すすめるとともに、市町立小中学校などを結ぶ情報通信基盤を整備するなど、教育環境の充実に努める。
- 市民の自主的な文化・学習活動の場として、美原新拠点において多目的に利用できるホールや生涯学習施設を建設する。また、地域の歴史や多様な芸術・文化の鑑賞機会の提供に努める。
- 子どもや高齢者までのさまざまな人々が、自分の適性や健康状態に応じてスポーツを楽しむことができる総合型スポーツクラブづくりをすすめるとともに、スポーツ・レクリエーション活動を通じて広域的に人々が交流できる総合スポーツ施設を整備する。
- 美原新拠点の歴史ゾーンにおいては、広域幹線道路が結節する立地特性を活かして、歴史文化に触れる交流拠点としての整備を図る。
- 合併後の市民の一体感の醸成に資するため、市民が参画・交流する各種イベント等を開催するとともに、新市のシンボルとなる市民会館の建設を行う。
- 美原新拠点において、将来の区役所設置を念頭に置いた支所庁舎を中核



とする複合シビック施設を建設するとともに、支所を拠点として市民との協働のもと地域社会の課題解決や地域の特色あるまちづくりをすすめる。

### 【主な事業計画】

施策分野	事業内容
学校教育環境の整備	小中学校一貫校化事業(さつき野) 美原中学校校舎改築事業 西中学校屋内運動場改築事業 黒山小学校屋内運動場改築事業 西小学校大規模改造事業 小学校給食調理場整備事業 教育情報ネットワーク整備事業
生涯学習の推進	多目的ホール建設(美原新拠点 複合シビック施設内) 美原町生涯学習会館建設(同上) 総合スポーツ施設整備事業(小平尾) (仮称)美原南運動場整備事業(平尾・菅生) 総合体育館改修事業(多治井) 総合型スポーツクラブづくり事業
地域文化の振興	[歴史ゾーン整備事業] 歴史ゾーン導線整備 (都市計画道路 堺羽曳野線<府事業>) 交流拠点施設整備 (観光物産施設、駐車場、衛生施設) 新市民会館建設事業
支所を拠点とした行政の推進	支所庁舎の建設(美原新拠点 複合シビック施設内)

※ 「府事業」については、今後、大阪府と具体的に協議を行います。

## 2. 自然と共生し健康で安心して暮らせる「やすらぎのまちづくり」

### 【新しいまちづくりの方向性】

- すべての市民がより一層、健康で安心してくらすことができるよう、保健・福祉・医療サービスをより一層充実することが必要である。
- より安全で快適な居住環境や地域社会をつくるため、生活基盤・都市施設の均衡ある整備をはじめ、安全性の高い都市空間の整備や地域の防災体制を充実することが必要である。
- 環境問題に対する市民の関心が高まりつつあるなか、循環型社会の実現に向けた取り組みをすすめるとともに、良好な都市環境の維持・向上を図る必要がある。

### 【施策展開】

- 美原町地域において、福祉サービス拠点である総合福祉会館の大規模改修を行い、より快適な利用環境を提供するとともに、きた保育所の建替をはじめ、子育てに安心感が持て子どもが健やかに成長できる環境づくりをすすめる。
- 高齢者や障害者をはじめ誰もが不自由なく日常生活を送ることができるよう、北野田駅や初芝駅において交通バリアフリー化事業をすすめる。
- 障害者や高齢者などの市民の元気回復・健康づくり、社会参加を支援し、地域での自立生活を促進する多目的・総合的かつ広域的拠点として、(仮称)健康福祉プラザを整備する。
- 火災発生時における情報の正確かつ迅速な把握と伝達機能の高度化を図るため、美原町地域を含む広域的な消防用高所監視施設（画像伝送システム）を北野田地区に設置し、よりの確で有効な消防活動を展開する。
- 市民が自助・自立して防災活動を実践できるよう、防災関連知識の普及や避難要領の習得などを目的とした(仮称)総合防災センターを整備する。
- 児童の遊び場や高齢者の憩いの場として、平尾南街区公園をはじめ歩いていける公園を整備する。また、西除川には、潤いのある空間として、北野田駅へのアクセス歩道ともなる緑道を整備する。
- 美原町地域において、安全性や快適性を高めつつ、にぎわいとふれあいの場を創出するため、美原新拠点にシンボルロードやプロムナードを整備するほか、歩道や生活道路の計画的な整備に努める。
- 生活環境や公衆衛生の向上を図るため、美原町地域の市街化区域内における下水道整備をより一層すすめる。また、水道事業においては、漏水予防や赤水の発生抑止を図るため、美原町地域の老朽化した水道管の更新を

速やかにすすめるとともに、万一の事故時における両市町域間の相互融通を図るため、配水小管連絡事業をすすめ、より安定した水の供給に努める。

- 市民や事業者が環境問題に関心をもち、理解を深め、主体的に実践行動に取り組むことができるよう、環境情報や教材の整備、学習機会の提供を行う。

**【主な事業計画】**

施策分野	事業内容
福祉の充実	美原町総合福祉会館改修事業 交通バリアフリー化事業(北野田駅、初芝駅) (仮称)健康福祉プラザ整備事業
子育て支援	きた保育所建替事業
安全・安心	消防用高所監視施設(画像伝送システム)整備事業 (仮称)総合防災センター整備事業
居住環境の整備	シンボルロード・プロムナード整備(美原新拠点) 街区公園整備事業(平尾南、南余部西) 西除川緑道整備事業 美原町地域生活道路・歩道整備事業 下水道整備事業 老朽水道管更新事業 堺美原間配水小管連絡事業

### 3. 交流の輪がひろがる「つどいのまちづくり」

#### 【新しいまちづくりの方向性】

- 都市の個性や魅力を高めるため、市域に広がる豊かな水辺と緑を活かした空間づくりとともに、美原町地域の中心核となる美原新拠点の形成や、都心の活性化、新都心の整備を図ることが必要である。
- 合併後の市の一体化形成や市域内及び近隣都市との交流を促進するため、道路や公共交通網の充実とともに、まちのにぎわいづくりや高度情報社会に対応したまちづくりが必要である。

#### 【施策展開】

- 水と緑を活かした潤いのある空間を創出するため、美原町地域のシンボリック公園である舟渡池公園の活性化を図る。また、臨海部においては、人工干潟など市民が海と親しめる水際空間の形成を図る。
- 美原町新拠点においては、市内外との交流・集客機能を高めるため、将来の区役所設置を念頭に置いた支所庁舎や多目的ホールなどで構成する複合シビック施設の建設、シンボルロード・プロムナードの整備をすすめる。また、バスターミナルなどの整備による交通結節機能の強化や新たな拠点にふさわしい民間施設の誘致を図る。
- 都市活力の向上とにぎわいの創出を図るため、都心において、堺東中瓦町2丁地区市街地再開発事業をすすめる。都市再生緊急整備地域に指定されている堺鳳駅南地域及び堺臨海地域とともに、北野田駅前地区において、都市開発事業などを通じて市街地の整備をすすめる。
- 合併後の市の一体化を促進するとともに、交通渋滞を解消するため、幹線道路やそれに接続する生活道路などを計画的に整備し、相互が有機的に連携した道路網を形成する。
- 美原町域における鉄軌道整備に係る調査研究を実施するとともに、市域の東西方向の交通軸を強化するため、都市拠点市街地ゾーンの鉄道駅を結節する東西鉄軌道整備の検討をすすめる。また、交通事業者と協力して、輸送力の増強や路線バスルートの新設・拡充をすすめる。

【主な事業計画】

施策分野	事業内容
水・緑の空間の創出	舟渡池公園活性化事業(平尾西街区公園整備) 街区公園整備事業(平尾南、南余部西)＜再掲＞ 西除川緑道整備事業＜再掲＞
美原新拠点の整備	[新拠点中心核整備事業] 複合シビック施設(支所庁舎、生涯学習会館、多目的ホール 等)建設＜再掲＞ シンボルロード・プロムナード整備＜再掲＞ バスターミナル、駐車場、基盤道路 など
都市の活性化	堺東中瓦町2丁地区市街地再開発事業 都市再生事業(堺鳳駅南地域、堺臨海地域) 北野田駅前市街地再開発事業
幹線道路・生活道路の整備	[幹線道路整備事業] 都市計画道路 大阪河内長野線＜府事業＞ 都市計画道路 堺羽曳野線＜府事業＞(再掲) 都市計画道路 下石津泉ヶ丘線＜府事業＞ 都市計画道路 東多治井菅生線＜府事業＞ 都市計画道路 草尾南野田線  [生活道路(連絡道路)整備事業] 町道菩提1号線(市道石原14号線) 市道石原菩提線
公共交通網の整備	鉄軌道整備調査研究事業(美原町地域) 東西鉄軌道整備の検討 美原町地域 路線バスルートの新設・拡充事業

※ 「府事業」については、今後、大阪府と具体的に協議を行います。

#### 4. 地域に調和し時代をひらく「産業躍動のまちづくり」

##### 【新しいまちづくりの方向性】

- これまでの産業技術の集積を基盤としながら、産学官連携の強化をはじめ、ものづくり機能の高度化・高付加価値化や新産業の創出を促進することが必要である。また、中小企業においては、消費者ニーズの個性化・多様化などの変化に対応できる経営環境を整備することが必要である。
- 日常生活に密着した商業・サービス業の振興を図るため、より一層魅力ある商店、商店街づくりが必要である。
- 立地特性を活かした農業を営むことができるよう、農業生産環境の整備や、市民や消費者が農業と親しむ機会づくりが必要である。

##### 【施策展開】

- 地域経済の基盤産業である製造業の高度化・高付加価値化を図り、競争力を強化するため、産学官連携やものづくり技術の継承を支援・促進するとともに、地場産業、伝統産業の振興を図る。
- 中小企業が経済環境の変化に柔軟に対応して、経営革新や基盤の強化を図ることができるよう、金融支援や販路開拓支援を実施する。また、関西圏の拠点都市にふさわしい中小企業支援センターのあり方を検討する。
- 既存企業の新分野進出や幅広い分野での起業、大学発ベンチャー企業の創出が図られるよう、産学官連携の支援やさかい新事業創造センターとの連携をすすめる。また、地域経済の持続的な発展を図るため、成長の可能性の高い産業や企業の立地誘導に努める。
- 中小事業者の振興を図るため、消費者に魅力のある快適な商業環境を整備するとともに、商店街等が実施するにぎわいづくり創出のための事業を支援する。
- 農業生産基盤の整備や農地の多面的利用を図り、都市農業を振興するとともに、市民が農業にふれあう機会や場づくりをすすめる。
- 市内に点在する観光資源相互のネットワーク化を図り、多様な観光ルートづくりをすすめるなど、集客・交流機能のより一層の充実に努める。

## 【主な事業計画】

施策分野	事業内容
ものづくり・中小企業の振興	地場産業振興事業 中小企業支援センターの機能検討
新産業創出事業	さかい新事業創造センター事業
商業の振興	商業共同施設設置事業 地域商業活性化事業
農業支援事業	交流ネットワーク総合整備事業「堺南部地区」 ＜府事業＞
交流の創造	[歴史ゾーン整備事業](再掲) 歴史ゾーン導線整備 (都市計画道路 堺羽曳野線＜府事業＞) 交流拠点施設整備 (観光物産施設、駐車場、衛生施設)

※ 「府事業」については、今後、大阪府と具体的に協議を行います。

### その他の事業

本計画に記載していない合併後の市のまちづくり推進のための事業として、東西鉄軌道整備、臨海部開発の根幹道路である築港天美線の整備、阪神高速道路大和川線や大和川スーパー堤防関連のまちづくり計画、文化観光拠点の整備などの主な事業がある。

これらについては、現在調整中であるが、PFIの活用をはじめ、民間活力を最大限に利用するなど、事業手法の検討を行うとともに、財源の確保を図り、創意工夫して事業計画を固めていく。

## 第5 概算事業費

まちづくり計画の「主な事業計画」に記載している事業（大阪府事業を除く。）の概算事業費は、次の表のとおりである。

（単位：億円）

施策分野	事業費 ※
○くらし・生活基盤 ＜福祉、子育て支援、安全・安心、居住環境整備＞	290
○教育・文化 ＜学校教育環境整備・生涯学習推進など＞	244
○都市・産業基盤 ＜水・緑の空間創出、美原新拠点整備、幹線道路・生活道路、公共交通網、産業振興など＞	275
○行政体制 ＜支所を拠点とした行政の推進＞	63
合 計	872

※ 事業費は概算であり、将来の社会経済状況の変化等に伴い変動する可能性がある。



## 第6 財政計画

(単位:億円)

歳 入	平成17年度～平成24年度	平成25年度～平成31年度
市 税	10,148	9,014
地 方 交 付 税	2,000	1,570
国 ・ 府 支 出 金	5,946	6,218
地 方 債	2,801	2,562
そ の 他	4,254	4,654
合 計	25,150	24,018

歳 出	平成17年度～平成24年度	平成25年度～平成31年度
人 件 費	4,312	3,430
物 件 費	2,991	2,970
扶 助 費	6,791	7,946
公 債 費	2,551	1,915
普 通 建 設 事 業 費	2,967	2,548
そ の 他	5,530	5,210
合 計	25,144	24,018

差 引	6	0
-----	---	---

- 当初計画では、堺市と美原町がそれぞれ合併しない単独の場合の将来推計を各市町がそれぞれ行い、これを合算したうえで、合併による歳入・歳出の影響額の見込みと「第4 まちづくり計画」に盛り込む事業費の見込みなどを考慮して策定した。
- 変更にあたって、この財政計画は、合併後15年間（平成17年度～平成31年度）の新市の財政状況を現行制度に基づき、過去の実績や今後の推計などから一般会計ベースで作成した。
- 具体的には、「平成17年度～平成24年度」の金額は、平成17年度から平成23年度までの繰越収支を除いた決算額と平成24年度の予算額を合算したものであり、「平成25年度～平成31年度」の金額は、同期間の中長期財政収支見込額を合算したものである。

※億円単位の端数処理により、各項目の合計は一致しないことがある。

---

---

堺市・美原町合併新市建設計画

〈まちづくりプラン〉

平成 25 年〇月改正版

---

---

編集・発行

平成 25 年（2013 年）〇月

堺市

---

堺市行政資料番号 〇〇.〇〇.〇〇〇〇

## 新旧対照表

現行	変更案																								
<p>第 1 (省略)</p> <p>第 2 計画の趣旨及び期間</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 計画の期間</p> <p>「まちづくりの基本方針」は、長期的な視野に立ったものとし、「まちづくり計画」及び「財政計画」は、合併特例法等に基づく様々な財政支援措置を考慮し、各計画の実施期間は平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年とする。</p> <p>なお、計画期間終了後における美原町域の発展と振興については、「まちづくりの基本方針」を踏まえ十分に配慮していく。</p> <p>第 3 (省略)</p> <p>第 4 (省略)</p> <p>第 5 概算事業費</p> <p>まちづくり計画の「主な事業計画」に記載している事業（大阪府事業を除く。）の概算事業費は、次の表のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施策分野</th> <th style="text-align: center;">10 年 事業費 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○くらし・生活基盤 ＜福祉、子育て支援、安全・安心、居住環境整備＞</td> <td style="text-align: center;">290</td> </tr> <tr> <td>○教育・文化 ＜学校教育環境整備・生涯学習推進など＞</td> <td style="text-align: center;">244</td> </tr> <tr> <td>○都市・産業基盤 ＜水・緑の空間創出、美原新拠点整備、幹線道路・生活道路、公共交通網、産業振興など＞</td> <td style="text-align: center;">275</td> </tr> <tr> <td>○行政体制 ＜支所を拠点とした行政の推進＞</td> <td style="text-align: center;">63</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">872</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 事業費は概算であり、将来の社会経済状況の変化等に伴い変動する場合がある。</p>	施策分野	10 年 事業費 ※	○くらし・生活基盤 ＜福祉、子育て支援、安全・安心、居住環境整備＞	290	○教育・文化 ＜学校教育環境整備・生涯学習推進など＞	244	○都市・産業基盤 ＜水・緑の空間創出、美原新拠点整備、幹線道路・生活道路、公共交通網、産業振興など＞	275	○行政体制 ＜支所を拠点とした行政の推進＞	63	合 計	872	<p>第 1 (省略)</p> <p>第 2 計画の趣旨及び期間</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 計画の期間</p> <p>「まちづくりの基本方針」は、長期的な視野に立ったものとし、「まちづくり計画」及び「財政計画」は、合併特例法等に基づく様々な財政支援措置を考慮し、各計画の実施期間は平成 17 年度から平成 31 年度までの 15 年とする。</p> <p>なお、計画期間終了後における美原町域の発展と振興については、「まちづくりの基本方針」を踏まえ十分に配慮していく。</p> <p>第 3 (省略)</p> <p>第 4 (省略)</p> <p>第 5 概算事業費</p> <p>まちづくり計画の「主な事業計画」に記載している事業（大阪府事業を除く。）の概算事業費は、次の表のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施策分野</th> <th style="text-align: center;">事業費 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○くらし・生活基盤 ＜福祉、子育て支援、安全・安心、居住環境整備＞</td> <td style="text-align: center;">290</td> </tr> <tr> <td>○教育・文化 ＜学校教育環境整備・生涯学習推進など＞</td> <td style="text-align: center;">244</td> </tr> <tr> <td>○都市・産業基盤 ＜水・緑の空間創出、美原新拠点整備、幹線道路・生活道路、公共交通網、産業振興など＞</td> <td style="text-align: center;">275</td> </tr> <tr> <td>○行政体制 ＜支所を拠点とした行政の推進＞</td> <td style="text-align: center;">63</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">872</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 事業費は概算であり、将来の社会経済状況の変化等に伴い変動する場合がある。</p>	施策分野	事業費 ※	○くらし・生活基盤 ＜福祉、子育て支援、安全・安心、居住環境整備＞	290	○教育・文化 ＜学校教育環境整備・生涯学習推進など＞	244	○都市・産業基盤 ＜水・緑の空間創出、美原新拠点整備、幹線道路・生活道路、公共交通網、産業振興など＞	275	○行政体制 ＜支所を拠点とした行政の推進＞	63	合 計	872
施策分野	10 年 事業費 ※																								
○くらし・生活基盤 ＜福祉、子育て支援、安全・安心、居住環境整備＞	290																								
○教育・文化 ＜学校教育環境整備・生涯学習推進など＞	244																								
○都市・産業基盤 ＜水・緑の空間創出、美原新拠点整備、幹線道路・生活道路、公共交通網、産業振興など＞	275																								
○行政体制 ＜支所を拠点とした行政の推進＞	63																								
合 計	872																								
施策分野	事業費 ※																								
○くらし・生活基盤 ＜福祉、子育て支援、安全・安心、居住環境整備＞	290																								
○教育・文化 ＜学校教育環境整備・生涯学習推進など＞	244																								
○都市・産業基盤 ＜水・緑の空間創出、美原新拠点整備、幹線道路・生活道路、公共交通網、産業振興など＞	275																								
○行政体制 ＜支所を拠点とした行政の推進＞	63																								
合 計	872																								

現行		変更案		
第6 財政計画		第6 財政計画		
(単位:億円)		(単位:億円)		
歳入		歳入	平成17年度～平成24年度	平成25年度～平成31年度
市税	10,738	市税	10,148	9,014
地方交付税	3,914	地方交付税	2,000	1,570
国・府支出金	5,592	国・府支出金	5,946	6,218
地方債	3,111	地方債	2,801	2,562
その他	5,366	その他	4,254	4,654
合計	28,721	合計	25,150	24,018
歳出		歳出	平成17年度～平成24年度	平成25年度～平成31年度
人件費	4,682	人件費	4,312	3,430
物件費	2,991	物件費	2,991	2,970
扶助費	6,988	扶助費	6,791	7,946
公債費	3,384	公債費	2,551	1,915
普通建設事業費	3,390	普通建設事業費	2,967	2,548
その他	7,241	その他	5,530	5,210
合計	28,676	合計	25,144	24,018
差引	45	差引	6	0
<p>○ この財政計画は、合併後10年間（平成17年度～平成26年度）の新市の財政状況を現行制度に基づき、過去の実績や最近の傾向などから普通会計ベースで推計したものである。</p> <p>○ 具体的には、堺市と美原町がそれぞれ合併しない単独の場合の将来推計を各市町がそれぞれ行い、これを合算したうえで、合併による歳入・歳出の影響額の見込みと「第4 まちづくり計画」に盛り込む事業費の見込みなどを考慮して策定したものである。</p> <p>○ ただし、「第4 まちづくり計画」に盛り込む事業費（つまり、「第5 概算事業費」）については、堺市と美原町がそれぞれ合併しない単独の場合の将来推計との重複も考えられるため、普通建設事業費に合併特例債（充当率95%）の対象となる事業費263億円分を上乗せして推計することとした。</p> <p>○ 合併特例債に係る元利償還金やそれに係る普通交付税に算入される額（算入率70%）を、「公債費」、「地方交付税」にそれぞれ加算した。</p> <p>○ 収支差引額については、今後、その一部を市民サービス充実の財源として活用を図ることとする。</p>		<p>○ 当初計画では、堺市と美原町がそれぞれ合併しない単独の場合の将来推計を各市町がそれぞれ行い、これを合算したうえで、合併による歳入・歳出の影響額の見込みと「第4 まちづくり計画」に盛り込む事業費の見込みなどを考慮して策定した。</p> <p>○ 変更にあたって、この財政計画は、合併後15年間（平成17年度～平成31年度）の新市の財政状況を現行制度に基づき、過去の実績や今後の推計などから一般会計ベースで作成した。</p> <p>○ 具体的には、「平成17年度～平成24年度」の金額は、平成17年度から平成23年度までの決算額と平成24年度予算額を合算したものであり、「平成25年度～平成31年度」の金額は、同期間の中長期財政収支見込額を合算したものである。</p> <p>※億円単位の端数処理により、各項目の合計は一致しないことがある。</p>		